

教体第567号
令和8年（2026年）8月3日

公益社団法人熊本県薬剤師会
会長 富永 孝治 様

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課
課長 濱本 昌宏

令和8年度全国学校保健・安全研究大会の開催について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課等及び令和8年度全国学校保健・安全研究大会愛知県実行委員会長から依頼がありました。

つきましては、貴会関係者に周知いただくとともに、参加希望がある場合は、開催要項を参照の上、令和8年（2026年）9月24日（木）までに、各自直接申し込まれますよう連絡をお願いします。

熊本県教育庁県立学校教育局 体育保健課健康教育班 担当：後迫 TEL 096-333-2712 E-mail ushirozako-k-dr@pref.kumamoto.lg.jp
--

学保安愛実第18-1号
令和8年7月24日

各都道府県教育委員会教育長 様

令和8年度全国学校保健・安全研究大会
愛知県実行委員会会長（愛知県教育委員会教育長）

令和8年度全国学校保健・安全研究大会の開催について（通知）

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

標記大会につきまして、別添開催要項のとおり実施します。

つきましては、大会の趣旨を御理解の上、下記について貴域内の市町村教育委員会及び各幼稚園、認定こども園、学校、関係団体並びに国立及び私立学校の関係者等に御周知いただくとともに、教職員の参加について特段の御配慮をお願いします。

なお、開催要項等については、愛知県ホームページにも掲載します。

また、管轄が別部署の場合は、担当課へ伝達頂く等の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 送付要項

（1）開催要項

（2）募集要項（大会参加登録・宿泊・お弁当等のご案内）

2 参加申込について

（1）申込期間 令和8年7月24日（金）から令和8年9月24日（木）まで

（2）申込方法 別添募集要項（大会参加登録・宿泊・お弁当等のご案内）

を参照し、専用申込フォームから申し込んでください。

申込フォーム URL : <http://www.mwt-mice.com/events/hokenkenkyu2026>

3 その他

（1）申込の取りまとめについては、名鉄観光サービス株式会社に委託しています。

（2）全国学校保健会中央大会への申込は本大会申込からはできません。日本学校保健会発出文書に基づき別途申込をお願いします。

（3）以下のホームページに開催要項等を掲載します。

愛知県教育委員会 HP トップページ（愛知の教育）>

保健体育課・全国高校総体推進室 > 令和8年度全国学校保健・安全研究大会
・令和8年度全国学校保健・安全研究大会について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/hokenanzen.html>

担 当 愛知県実行委員会事務局（佐野）
（愛知県教育委員会保健体育課内）

電 話 （052）954-6793（ダイヤルイン）

電子メール hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

令和8年度全国学校保健・安全研究大会開催要項

1 趣旨

近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子供の心身の健康に深刻な影響を及ぼしている。肥満や痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、薬物乱用など、子供たちが抱える健康課題は一層多様化・複雑化している。さらに、心身の不調の背景には、いじめや貧困などの社会的要因が関わっている場合もあり、子供一人一人に応じた、よりきめ細かな対応が求められている。

加えて、各地で頻発する自然災害に加え、登下校中を含めた事件・事故、学校への不審者侵入、SNS等の利用に伴う犯罪など、子供たちの安全を脅かす事案も顕在化している。

こうした課題の解決には、学校全体で学校保健・学校安全に取り組むための組織体制を整備するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育む教育を推進することが不可欠である。

本大会は、長年にわたる研究成果を踏まえ、生涯を通じて心豊かにたくましく生きる子供の育成を目指し、諸課題について研究協議を行うことで、学校保健・学校安全の充実と発展に資するものである。

2 主題

生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進

～健康課題が多様化・複雑化する社会の中で、主体的に健康で安全な生活を実践できる子供の育成～

3 主催

文部科学省、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、
公益財団法人日本学校保健会、愛知県学校保健会、名古屋市学校保健会

4 後援

公益財団法人日本教育公務員弘済会愛知支部

5 期日

令和8年11月19日（木）・20日（金）

6 開催方法

参集開催及び後日オンデマンド配信

※ オンデマンド配信は、「記念講演」と「課題別研究協議会」のみ配信

7 開催地及び会場

開催地 愛知県名古屋市

会 場 Niterra 日本特殊陶業市民会館、名古屋市音楽プラザ

8 内容

(1) 全体会

・開会式

・表彰式

学校保健・学校安全の功労者に対する文部科学大臣表彰を行う。

・記念講演

講演内容 「子どもたちとつくる、これからの学校安全

ー学ぶ・教え合う・変える、科学的傷害予防の新しいかたちー」

講 師 東京科学大学工学院機械系 教授 西田 佳史 氏

(2) 課題別研究協議会（別表）

10 課題について、課題別に研究発表、研究協議、指導助言及び講義を行う。

(3) 全国学校保健会中央大会

9 日程及び内容

【1日目】11月19日（木）

11:30	12:00	12:30	13:00	14:00	14:30	16:00
	一般参加者受付		【開会式】 【表彰式】	休憩	【記念講演】	
受賞者 受 付	受賞者 打合せ			【受賞伝達式】		

【2日目】11月20日（金）

9：00		9：30		12：00		13：00		15：30	
受付	【課題別研究協議会】 （5 課題）			昼食 休憩	【課題別研究協議会】（5 課題）				
					全国学校保健会中央大会				

10 参加対象者

- (1) 幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、保健主事、養護教諭、保健体育科教諭、安全担当、その他の教職員
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (3) 教育委員会の学校保健、学校安全関係職員
- (4) 学校保健会事務局の職員
- (5) P T A 会員、その他都道府県・指定都市・中核市教育委員会で適当と認めた者

11 資料代 3, 500 円 ※参加形態を問わず一律

12 関係団体が主催する行事

- (1) 第 57 回全国学校保健・学校医大会 令和 8 年 11 月 21 日（土）
- (2) 第 76 回全国学校歯科医協議会 令和 8 年 11 月 19 日（木）
- (3) 第 76 回全国学校薬剤師大会 令和 8 年 11 月 19 日（木）

13 全体会及び課題別研究協議会・全国学校保健会中央大会会場

【1日目】令和8年11月19日（木）全体会・受賞伝達式

内 容	会 場
全体会（開会式・表彰式・記念講演）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
受賞伝達式（学校保健表彰）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
受賞伝達式（学校安全表彰・ 学校安全ボランティア活動奨励賞）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール

【2日目】令和8年11月20日（金）課題別研究協議会・全国学校保健会中央大会
 <午前の部> 9：30～12：00（9：00開場）

内 容	会 場
第4課題（現代的健康課題）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
第2課題（保健管理）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
第5課題（歯・口の健康づくり）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 第1・第2リハーサル室
第6課題（学校環境衛生）	名古屋市音楽プラザ 合奏場
第9課題（教科等における安全教育）	名古屋市音楽プラザ 中リハーサル室

<午後の部> 13：00～15：30

内 容	会 場
第3課題（心の健康）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
第1課題（学校経営と保健組織活動）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
第7課題（喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育）	Niterra 日本特殊陶業市民会館 第1・第2リハーサル室
第8課題（学校事故防止対策）	名古屋市音楽プラザ 合奏場
第10課題 （関係機関等との連携による安全の体制整備）	名古屋市音楽プラザ 中リハーサル室
全国学校保健会中央大会	Niterra 日本特殊陶業市民会館 第1会議室

※参加希望人数等により、会場を変更する場合があります。

14 大会会場へのアクセスについて



鉄道利用

名古屋市営地下鉄	名城線「金山駅」下車 6番出口より北へ徒歩3分
J R（在来線）	東海道本線・中央本線「金山駅」下車 北へ徒歩5分
名古屋鉄道	名鉄名古屋本線「金山駅」下車 北へ徒歩5分

航空機利用

中部国際空港	名鉄空港特急/ミュースカイ 中部国際空港 → 金山駅
--------	----------------------------

タクシー利用

J R 名古屋駅	J R 名古屋駅からタクシー約 20 分
----------	----------------------

【別表】 令和8年度全国学校保健・安全研究大会 課題別研究協議会

課 題		研 究 協 議 題	研究協議題設定の趣旨	研 究 協 議 の 内 容
第1課題	学校経営と保健組織活動	心豊かにたくましく生きる力を育むための特色ある学校経営と組織活動の進め方	心豊かにたくましく生きる力を育てるためには、児童生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体で取り組む必要がある。 そのため、学校経営の進め方と保健主事等の果たす役割並びに学校、家庭及び地域社会が一体となった組織活動の効果的な取組について協議する。	① 健康教育を中核とした学校経営の進め方について ② 保健主事を核として推進する健康教育の進め方について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した学校保健委員会の効果的な取組について
第2課題	保健管理	生涯を通じて健康の保持増進を目指す学校、家庭及び地域との連携を図った保健管理の進め方	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るためには、ヘルスプロモーションの理念を生かし、学校や地域の実態、個々の子供に応じた対応を図る必要がある。 そのため、学校での適切な保健管理の進め方について協議する。	① 適切な健康診断の実施と事後措置の進め方並びに結果の活用について ② ヘルスプロモーションの考え方を生かした指導や保健管理の進め方について ③ 感染症・食中毒等の予防及び発生時の対応について
第3課題	心の健康	豊かな人間性と社会性を育み、心の健康の保持増進を目指す教育の進め方	自然災害や重大な事件・事故の発生に伴う子供の心のケアや、友人や家族などの人間関係の悩みなど、メンタルヘルスに関する問題が多様化している中、これらの問題への適切な対応が求められている。 そのため、心の健康づくりを目指した教育活動や校内外の組織体制づくりの進め方について協議する。	① 児童生徒の課題に即した心のケアや健康相談の進め方について ② 心の健康づくりを目指した教育活動の展開と環境整備等の進め方について ③ 学校、家庭及び地域との関係機関との連携を図った心のケアの進め方について
第4課題	現代的健康課題	多様化する現代的健康課題に適切に対応するための保健活動の進め方	現代的な健康課題への対応にあたり、年齢や生活環境などに応じて、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある。 そのため、生涯にわたり健康を保持増進するための望ましい生活習慣づくりに関する指導の進め方について協議する。	① 発達の段階に応じた望ましい生活習慣づくりの進め方について ② 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導の進め方について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した望ましい生活習慣づくりに関する指導の進め方について
第5課題	歯・口の健康づくり	生涯にわたる健康管理の基盤となる歯・口の健康づくりの進め方	生涯にわたる健康づくりを実践するためには、自分の歯や口の健康に関心をもち、自分の課題を把握し、解決していくことができる資質や能力を育てることが大切である。 そのため、歯・口の健康づくりを目指した学校歯科保健活動の進め方について協議する。	① 歯科健康診断の効果的な実施と結果等を活用した健康教育の実施について ② 各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図った指導計画の作成、実施、評価及び改善について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した学校歯科保健活動の進め方について

課 題		研究発表者	講師・指導助言者（コーディネーター）
第 1 課 題	学校経営と保健組織活動	① 愛知県西尾市立花ノ木小学校 校 長 杉 本 春 美	○講 師 愛知教育大学 教 授 山 田 浩 平 ○指導助言者（コーディネーター） 岩手県教育委員会事務局 沿岸南部教育事務所 主任指導主事 桒 澤 弥 生
		② 青森県立三沢高等学校 養護教諭 志 田 たまき	
		③ 長野県須坂市立相森中学校 養護教諭 村 田 博 子	
第 2 課 題	保健管理	① 静岡市静岡医師会学校医園医委員会 学校医・園医 大久保 由美子	○講 師 九州看護福祉大学 准教授 松 崎 美 枝 ○指導助言者（コーディネーター） 熊本県立苓北支援学校 教 頭 小 島 慶 子
		② 愛知県立大府もちのき特別支援学校 教 諭 宗 宮 祐 子	
		③ 中之島小中一貫校 大阪市立中之島小学校 指導養護教諭 中 井 美 紀	
第 3 課 題	心の健康	① 新潟県燕市立分水小学校 養護教諭 目 黒 咲 子	○講 師 社会医療法人あさかホスピタル 院 長 水 野 雅 文 ○指導助言者（コーディネーター） 埼玉県立総合教育センター 指導主事 長 濱 美智子
		② 愛知県大口町立大口中学校 教 諭 高 氏 猛 裕	
		③ 福島県教育庁義務教育課 指導主事 江 花 洋 介	
第 4 課 題	現代的健康課題	① 岡山県立勝間田高等学校 教 諭 河 本 逸 聖	○講 師 日本女子体育大学 教 授 横 嶋 剛 ○指導助言者（コーディネーター） 山梨県教育庁保健体育課 課 長 山 本 晃 司
		② 愛知県高浜市立高浜小学校 教 諭 中 條 裕 絵	
		③ 三重県紀北町立潮南中学校 養護教諭 西 田 夏 美	
第 5 課 題	歯・口の健康づくり	① 東京都立第四商業高等学校 主任養護教諭 中 野 友美子	○講 師 明海大学 名誉教授 安 井 利 一 ○指導助言者（コーディネーター） 札幌市教育委員会学校施設課 指導主事 大 巻 太 一
		② 富山県高岡市立古府小学校 養護教諭 立 浪 梨 渚	
		③ 名古屋市立桜丘中学校 養護教諭 小 山 希代子	

課 題		研 究 協 議 題	研究協議題設定の趣旨	研 究 協 議 の 内 容
第 6 課 題	学校環境衛生	快適な学校環境づくりを目指す学校環境衛生活動の進め方	快適な学習環境を作るためには、環境衛生活動の充実を図るとともに、教職員及び児童生徒が学校における環境衛生について関心を持つことが必要である。 そのため、学校環境衛生基準を踏まえた学校環境衛生活動の進め方について協議する。	① 計画的・組織的な学校環境衛生活動の実施と事後措置について ② 学校環境衛生管理の徹底を図るための取組について ③ 学校薬剤師との連携による学校環境衛生の取組について
第 7 課 題	喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育	安全で豊かな社会と健康を守り育てるための喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方	近年、青少年の喫煙や飲酒、薬物乱用が広がりを見せ、依然として深刻な状況にあることから、安全で豊かな社会と自らの健康を守り育てるための教育を充実する必要がある。 そのため、発達の段階に即し、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止教育を推進する方法について協議する。	① 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導計画の作成、実施、評価及び改善について ② 小、中、高等学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方について ③ 学校、家庭及び地域社会が連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方について
第 8 課 題	学校事故防止対策	事件や事故、災害を未然に防ぐ事前の危機管理や発生時の適切な対応について	学校事故を未然に防ぐためには、日本スポーツ振興センター災害共済給付データを活用した事故分析手法を各学校で生かすとともに、同センターの調査研究についての理解を深める必要がある。 また、事故検証やそれに基づいた再発防止策の立案と実施、継続、情報発信等の方法について協議する。	① 日本スポーツ振興センターの災害共済給付データを活用した安全対策について ② 事件や事故、災害の検証に基づいた再発防止対策の在り方について ③ 事件や事故、災害発生時の適切な対応の在り方について
第 9 課 題	教科等における安全教育	発達の段階に応じた効果的な安全教育について	生涯にわたり安全な生活を送るためには、自他の生命尊重の理念を基盤として、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できる資質や能力を育成する必要がある。 そのため、発育発達の段階における特徴を考慮しつつ、効果的な安全教育の進め方について協議する。	① 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、自らの責任を自覚して行動する児童生徒の育成について ② 的確な判断のもと主体的に行動し、地域の安全活動等に参加する児童生徒の育成について ③ 自らの安全を守るために主体的に行動し、他の人々の安全にも気配りができる児童生徒の育成について
第 10 課 題	関係機関等との連携による安全の体制整備	学校・家庭・地域等が連携した効果的な安全体制整備の在り方について	学校安全体制を充実させるためには、組織体制を整備するとともに、関係機関や地域ボランティア等との連携を深めることが重要である。 そのため、学校、家庭及び地域社会等が連携した効果的な安全体制整備や安全確保方策の在り方について協議する。	① 学校安全充実のための効果的な組織体制の在り方について ② 関係機関や地域ボランティア等との連携による災害安全の体制整備について ③ 関係機関や保護者・地域住民等との連携による災害安全の体制整備について

課 題		研究発表者	講師・指導助言者（コーディネーター）
第 6 課 題	学校環境衛生	① 岐阜県土岐市立土岐津小学校 養護教諭 岩 淵 彩 花 学校薬剤師 大 野 良 子	○講 師 横浜薬科大学 教 授 小 出 彰 宏 ○指導助言者（コーディネーター） 川崎市教育委員会事務局 学校教育部健康教育課 課長補佐 鳥羽山 明 美
		② 北海道教育庁学校教育局健康・体育課 指導主事 小 西 亜 紀	
		③ 愛知県立一宮南高等学校 養護教諭 伊 藤 実 喜 学校薬剤師 足 立 貴美子	
第 7 課 題	喫煙、 飲酒、 防止教育、 薬物乱用	① 沖縄県豊見城市立長嶺中学校 教 諭 田 港 朝 也	○講 師 湘南医療大学 教 授 船 田 正 彦 ○指導助言者（コーディネーター） 和歌山県教育庁学校教育局 健康体育課 指導主事 田 代 裕 人
		② 愛知県豊川市立中部中学校 教 諭 中 島 京 子 学校薬剤師 曾 田 高 弘	
		③ 福井県敦賀市立敦賀南小学校 養護教諭 寺 腰 真 希	
第 8 課 題	学校事故防止対策	① 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業部調査課 課 長 谷 雅 紀	○講 師 名古屋工業大学 教授 先端医用物理・情報工学 研究センター センター長 平 田 晃 正 ○指導助言者（コーディネーター） 滋賀県守山市立守山小学校 教 頭 森 博 之
		② 熊本県教育庁県立学校教育局 学校安全・安心推進課 指導主事 廣 田 幸 恵	
		③ 大阪教育大学附属池田中学校 指導教諭 谷 直 樹	
第 9 課 題	教科等における安全教育	① 宮城県石巻市立湊中学校 校 長 平 塚 真一郎	○講 師 静岡大学 教授 現代教育研究センター センター長 藤 井 基 貴 ○指導助言者（コーディネーター） 神奈川県教育局保健体育課 高校総体推進室 グループリーダー 佐 藤 栄 嗣
		② 静岡県立駿河総合高等学校 教 諭 小 泉 亜衣子	
		③ 愛知県愛西市立市江小学校 教 諭 鬼 頭 彩	
第 10 課 題	関係機関等との連携による安全の体制整備	① 岩手県大槌町立吉里吉里中学校 教 諭 倉 本 祐太郎	○講 師 岩手県立図書館 館長 岩手大学地域防災研究センター 客員教授 森 本 晋 也 ○指導助言者（コーディネーター） 熊本市教育委員会健康教育課 指導主事 河 南 薫
		② わくわく防災ジュニアクラブ岐阜可児 代 表 大 前 雅 紀	
		③ 愛知県西尾市危機管理局危機管理課 課長補佐 齊 藤 寛 憲	

令和8年度全国学校保健・安全研究大会 募集要項(大会参加登録・宿泊・お弁当等のご案内)

■開催日、会場について

11月19日(木) 第1日(開会式・表彰式・受賞伝達式・記念講演)

: Niterra日本特殊陶業市民会館

11月20日(金) 第2日(課題別研究協議会)

: Niterra日本特殊陶業市民会館・名古屋市音楽プラザ

※アクセスは[こちら](#)

■大会資料代について ※旅行契約には該当しません

大会資料代 : 3,500 円 ※税込

※現地参加・オンデマンド参加ともに同額です。

※事務局様からの依頼を受け、名鉄観光サービス(株)MICEセンターが代行受付・集金業務を行います。

※オンデマンド配信は「記念講演」と「課題別研究協議会」を行います。
(開会式・表彰式、全国学校保健会中央大会の配信はございません。)

※申込後、お取消しの場合は、名鉄観光サービス株式会社MICEセンターのお問い合わせフォーム
(<https://www.mwt-mice.com/events/hokenkenkyu2026/deliver>)までご連絡ください。
なお、詳細は、本募集要項P4にも掲載しております。

また、参加申込後に取消をされる場合の取り扱いに関しましても、詳細は本募集要項P4をご確認ください。

■課題別研究協議会について ※旅行契約には該当しません

※開催日は令和8年11月20日(金)で午前:5課題、午後:5課題となります。

特定の課題に申込が集中する場合を想定し、申込は先着順ではなく、一旦午前・午後の第1希望・第2希望を登録いただき、申込状況に応じて事務局で調整を経たうえで参加いただく課題を連絡することとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

※開催内容は、別途「開催要項」でご確認ください。

■お申込み方法

申込サイト : <http://www.mwt-mice.com/events/hokenkenkyu2026>

開催日 : 令和8年11月19日(木)～20日(金)

申込締切日: 令和8年9月24日(木)

申込登録

上記の専用サイトよりお申し込みください。

完了メール

登録いただいたメールアドレス宛に参加登録完了のご案内をお送りします。
※申込み完了後、24時間以内に申込完了メールが届かない場合には名鉄観光サービス(株)MICEセンターまで必ずご連絡ください。
※お使いのパソコン・スマートフォン等の設定でメールの受信拒否設定をされている方は、「@mwt.co.jp」ドメインからのメールが受信できるようにあらかじめ設定してください。

お支払い

申込締切後、大会資料代等の振込に関するご案内をメールでお送りします(10月上旬予定)。マイページより請求書をダウンロードの上、お手続きください。

振込期日: 令和8年10月30日(金) 予定

最終案内

開催1～2週間前を目途に最終のご案内をメールでお送りします。
内容をご確認いただき申込専用サイトのマイページより参加券等をダウンロードいただき、印刷をお願いいたします。

大会当日

各種参加券をA4・片面で印刷の上、受付でご提出ください。

■注意事項

※9月25日(金)以降は参加取消した場合でも、大会資料代が必要となります。

資料の郵送をもってかえさせていただきます。

※取消の受付日は、弊社の専用サイト上の「お問い合わせ」より連絡を受信した日といたします。

受付時間外(平日17時以降及び土・日・祝日)に受信したものは、翌営業日扱いとなりますのでご了承ください。

※お電話での変更取消はお受けいたしかねます。

■旅行プラン(宿泊)について（募集型企画旅行）

■宿泊施設一覧表

■ 設定日 令和8年11月18日(水)【前泊】、11月19日(木)【当日泊】、11月20日(金)【後泊】

■ 旅行代金は下記一覧をご参照ください。

※旅行代金は、朝食付、サービス料、諸税を含むお一人様1泊あたりの料金です。

■ 最少催行人員：1名様 ■ 添乗員：同行いたしません。 ■ 行程は下記ご参照ください。

<行程>

ご自宅または前泊地	—————(各自)—————	ホテル(泊)	食事:×
ホテル	—————(各自)—————	ご自宅または後泊地	食事:朝

<宿泊施設一覧>

No.	地区	宿泊施設	部屋タイプ	旅行代金(お一人様)			アクセス(会場まで)
				11月18日 (水)	11月19日 (木)	11月20日 (金)	
1	金山駅 地区	名古屋金山ホテル	シングル・禁煙	16,000円	16,000円	16,000円	徒歩約6分
2		コンフォートホテル名古屋金山	シングル・禁煙	15,000円	15,000円	15,000円	徒歩約7分
3		サイプレスガーデンホテル	シングル・禁煙	-	14,000円	-	徒歩約10分
4		ホテルルートイン名古屋東別院	シングル・禁煙 シングル・喫煙	8,500円	11,000円	8,500円	徒歩約15分
5		熱田の杜 ホテル深翠苑	シングル・禁煙	10,500円	10,500円	10,500円	電車と徒歩で約15分
6		東横イン名古屋金山	シングル・禁煙	9,500円	9,500円	9,500円	徒歩約10分
7	名古屋駅 地区	名鉄イン名古屋駅前	シングル・禁煙	-	13,000円	-	電車と徒歩で約25分
8		ヴィアイン名古屋駅前椿町	シングル・禁煙	-	13,000円	-	電車と徒歩で約20分
9		サイプレスホテル名古屋駅前	シングル・禁煙	-	12,000円	-	電車と徒歩で約25分
10		くれたけインプレミアム名駅南	シングル・禁煙	-	12,000円	-	電車と徒歩で約20分
11		チサンイン名古屋	シングル・禁煙	-	8,500円	-	電車と徒歩で約20分

* 大会当日のお申込みはお受けいたしかねます。申込締切日までにお申込みをお願いいたします。
* 喫煙のお部屋は、ホテルルートイン名古屋東別院のみご用意しております。その他の宿泊施設は全て禁煙のお部屋をご用意しております。予めご了承ください。

会場及び宿泊施設の位置情報は、下記URLよりご確認いただけます。

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=14-SaM59loOljnj_6Hwb_zM79pihuTXU&usp=sharing

■昼食弁当について ※旅行契約に該当しません

設定日：11月20日(金) ※大会2日目
料金：1,100円（お茶付き・税込）

※大会当日のお申込みはお受けいたしかねます。申込締切日までにお申込みをお願いいたします。
※11月19日(木)の設定はございません。各自昼食をお済ませの上、会場にお越しください。
※弁当のお受け取り方法(時間・場所)に関しましては、最終のご案内メール送信時にご案内いたします。



※お弁当はイメージです。

■参加取消について

・申込締切日後【9月25日(金)から】は、参加取消の場合でも大会資料代が必要となります。
資料の郵送をもってかえさせていただきます。予めご了承ください。

・取消の受付日は、メール受信日が基準となります。

※受付時間外(平日17時以降及び土・日・祝日)のご連絡は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

※お電話での変更・取消はお受けいたしかねます。

《大会資料代の取消》

変更・取消日	9月24日(木)まで	9月25日(金)以降
大会資料代	いただきません。	いただきます。
操作方法	専用サイトより参加者ご自身にて操作をお願いいたします。	専用サイトトップ画面右側の「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

《旅行プラン(宿泊)、昼食弁当の取消料》

取消日	20～8日前	7～2日前	前日	当日	旅行開始後および 無連絡不参加
旅行プラン (宿泊)	20%	30%	40%	50%	100%
昼食弁当	令和8年11月12日(木)までは無料。11月13日(金)以降は100%				

■返金について

・変更・取消に伴いご返金が発生した場合は、返金先のご案内をメールでお送りいたします。

・大会終了後に取消料を差し引いた上で送金いたします。

事務処理上の都合で多少の日数がかかる場合がございますので、予めご了承ください。当日、会場でのご返金はいたしかねます。

■その他のご案内について

■募集型企画旅行

本大会の「旅行プラン(宿泊)」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい取引条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上、お申し込みください。旅行条件書は、5頁～7頁にてご確認ください。(旅行条件・旅行代金は令和8年7月6日を基準としています。)

※旅行条件につきましては、お申し込み前に当社ホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(<https://www.mwt.co.jp/>)⇒TOPページ下部⇒約款・条件書等について

⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

※この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

■個人情報の取扱いについて

お申込みの際に専用サイトへご登録いただいたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)につきましてはお客様との連絡、本大会における運送機関等の提供するサービス手配や手続きに必要な範囲内において、名鉄観光サービス(株)MICEセンターおよび大会事務局が共有して利用させていただきます。

■参加及び昼食等に関するお申込み・お問い合わせ先

名鉄観光サービス株式会社 MICEセンター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

電話：03-3595-1121

お問い合わせフォーム：<https://www.mwt-mice.com/events/hokenkenkyu2026/deliver>

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～17:00 土・日・祝日休業



旅行業公正取引
協議会会員



観光庁長官登録旅行業第55号 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員 総合旅行業務取扱管理者 波多野 勲

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第55号

名鉄観光サービス株式会社

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目1番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行するものです。
- (3) 旅行契約の内容は、この条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができますように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様と旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約が成立するときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとりにつき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。
(カ) 当社らは、(6)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。

- (8) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合でも直ちにお申し出ください。）。あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合による旅行行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお断りすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるなど当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社らは、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は、契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日よりにお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡しし期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用席の等級変更による追加代金

- d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することと条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)
(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
(イ) パス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ロ) 宿泊代金及び税・サービス料金
(エ) 食費代金及び税・サービス料金
(オ) 団体行動中の心付け
(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ) その他パンフレット等に含まれる旨明示したものと
(2) (1)の諸費用は、お客様ののご都合により一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クルーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人の性質の諸費用、及びこれらに伴うサービス料
(エ) 傷害・疾病に関する医療費等
(オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(イ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(カ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示したものを除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
(イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
(エ) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が要するものにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社は、その変更差額だけ旅行代金を変更します。
(オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11.お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円（税別））と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承認し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12.お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取 消 料（おひとり）
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜/旅行にあっては10日目）に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
水.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13.お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14.当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (イ) お客様が病気必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行が断れないと当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (エ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めるとき。
- (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日曜/旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。
- (2) により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15.当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は旅行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様が、まだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発（集合）し、当該解散場所に着（解散）するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

- は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日曜日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じたの損害については、損害発生の日曜日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに類する生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様はとその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として旅行日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超経量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジヤイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金を支払わない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとしします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア)お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ)契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ)契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ)契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ)当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア) (イ) (ウ) (エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次のいずれによるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠陥、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
- (イ)第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ)第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ)パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 = お支払い対象旅行代金 × 補償金の額 ÷ 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%

④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地または空港又は旅行終了地または空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとしします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードで支払ういただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア)通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社から契約の締結を承諾した時に成立するものとしします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社から契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとしします。
- (ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻義務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなつたときでも、理由のいかなを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済額を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。))。旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先、土産品店等のお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で、当社運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に於し、お客様の氏名、住所等の連絡先、バスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を活用させていただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に患病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に患病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。